

2019年 7月 28 日

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 組換え体企画班 御中

「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について（骨子）（案）」に対する意見

食のコミュニケーション円卓会議代表
市川まりこ

ゲノム編集技術は、動植物の品種改良への利用において、基礎的な研究から新産業創出までを幅広く実現するために不可欠な技術です。今回「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続について（骨子）（案）」を検討されたことは、ゲノム編集技術の農業分野への利用に道を開くものであり高く評価いたします。本案が国民の利益に資することを期待して、以下の意見を提出いたします。

意見 1

この技術が中小の種苗会社などで活発に利用され、日本の農林水産業の振興に役立つために、科学に基づく実行可能な規制を確立することを要望します。

理由

日本の農林水産業が発展するためには、中小の種苗会社が、利用可能なこの技術を活用し、幅広い新製品を開発していくことが重要です。そのために、過剰な規制を排除し、科学に基づく、実行可能な規制の確立を願っています。

意見 2

全般にどういう情報をどう記載すれば良いのかが明確でなく、どこまでの情報が要求されるのかが分かりません。令和元年 7月 10 日に経済産業省が「20190627 商部第 2 号」の公表と同時に届出の記載例

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/cartagena/genome_kisa_irei.pdf

を示していますので、同様のものを作成し、公表されることを要望します。

理由

要求される情報やその記載法が分からないと開発者はどう対処して良いのか分からず、無用な不安などで混乱が起きると同時に、事前相談に時間がかかることも予想されます。要求される情報やその記載法を示すことで、そうした不安や混乱を未然に防ぐことができると考えます。

意見 3

情報確認書の第 10 項は、具体的に何をどのように記載すれば良いのかを明らかにしてください。

理由

第 10 項での情報に関して、その作物と形質を基にして記載するのであれば問題はないと考えます。しかし、圃場試験のデータに基づいた記載を求められると、隔離圃場試験を行う必要があり開発者の負担は大変大きくなりますので、隔離圃場試験無しで提出出来ることを明確に示すことを要望します。

意見 4

拡散防止措置確認書の提出が要求されていますが、これはどういう場合に必要なのか分かりやすい説明を要望すると同時に、科学的に妥当な規制を貫いて頂くことを要望します。

理由

今回のゲノム編集技術は突然変異と同等という認識から、届出制になっていると理解しています。一方で突然変異と同等のものを、拡散防止措置という、栽培に制限をかけることに矛盾を感じます。ゲノム編集技術の規制の基本的考え方と実用場面での整合性が取られないと、混乱を招くだけでなく、消費者に無用の不安を与えることになると危惧します。

以上